

建築物石綿含有建材調査者講習(一般) 修了試験問題(2)

受講番号	氏名（ふりがな）

《注意事項》

1. 試験問題及び解答用紙には、受講番号と氏名を必ず記入してください。
2. 解答は別紙解答用紙の該当番号（1. 2. 3. 等）の下の解答欄に、はっきり記入してください。
3. 筆記試験が始まったら他人と話をしてはいけません。
文字不明、その他質問のときは、だまって手を上げて係員のくるのを待って聞いてください。
4. 試験問題と解答用紙は必ず返却してください。
5. 不正行為を行った者は、即時退場していただきます。
6. 試験時間は、90分です。

建設業労働災害防止協会 沖縄県支部

1. 建築物石綿含有建材調査に関する知識 1

(1)建築物石綿含有建材調査について、次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 書面調査、目視調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合は、建物調査報告書の作成を省略することが出来る。
- イ. 建築物石綿含有建材調査には、「改修の事前調査」、「解体の事前調査」、「維持管理のための建築物調査」の 3 種類がある。
- ウ. 1975（昭和 50）年に特定化学物質等障害予防規則の改正で、石綿を 5 重量パーセントを超えて含有する吹付け作業は原則禁止になった。
- エ. 2006（平成 18）年には労働安全衛生法施行令が改正され、石綿を 0.1 重量パーセントを超えて含有する製品の製造等が禁止された。

(2)石綿の定義、種類、特性について、次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 石綿とは、自然界に存在するけい酸塩鉱物のうち纖維状を呈している物質の一部の総称である。
- イ. 角閃石系に分類される石綿のクリソタイルは、石綿製品の原料として、世界中でほとんど使用されてこなかった。
- ウ. 石綿の特性として、引張りに強く、摩擦・摩耗にも強い点がある。
- エ. 解体される建材の種類等による石綿ばく露の分類において、レベル 2 の石綿含有建材には、保温材、断熱材、耐火被覆材が分類され、煙突断熱材も含まれる。

(3)石綿による疾病の病理及び症状について、次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚などがある。
- イ. 石綿ばく露と喫煙が重なると、肺がん発症リスクは相乗的に高くなることが知られている。
- ウ. 中皮腫とは、中皮細胞の存在する胸膜、腹膜、心膜、精巣鞘膜に発生する悪性腫瘍をいう。
- エ. 非喫煙者の肺がんリスク 1 に対し、石綿ばく露労働者の肺がんリスクは約 2.5 倍となっている。

(4)環境の石綿濃度について、次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 石綿累積ばく露量（石綿濃度 × 石綿ばく露期間）と、石綿関連疾患の発症には相関はない。

- イ. 石綿纖維の直径は、髪の毛の 5000 分の 1 程度であり、肉眼では纖維が見えなくても、実際には石綿が高濃度で浮遊している場合がある。
- ウ. 各種環境における石綿濃度を把握しておくことも、調査者にとっては重要である。
- エ. 石綿等を取り扱う工場等の敷地境界における石綿粉じん濃度は、大気汚染防止法において、規制基準として、 10 f/L が定められている。

(5) 建築物と石綿関連疾患、建築物内の気中石綿濃度、石綿ばく露による健康影響評価について、次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 露出状態で吹付け石綿が使用されている建築物では、物理的な接触により石綿の飛散が発生する。
- イ. 建築物に使用されている吹付け石綿の目視による劣化判定と、気中石綿濃度との間の相関性は明確ではない。
- ウ. 肺がんの死亡率は石綿累積ばく露量に比例するが、中皮腫の死亡率は石綿累積ばく露量だけでなく経過年数の影響も小さい。
- エ. 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、1975（昭和 50）年以前の建築物は優先順位が最も高い。

2. 建築物石綿含有建材調査に関する知識 2

- (1) 大気汚染防止法について、次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び解答用紙に記入してください。**
- ア. 令和 2 年の大気汚染防止法施行令の改正により、特定建築材料に「吹付け石綿」、「耐火被覆材」が追加された（規制対象）。
 - イ. 事前調査は元請業者が行い、発注者に説明し、記録事項及び記録・説明書面の写しを保存しなければならない。
 - ウ. 元請業者が行った事前調査に関する記録は、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日から 3 年間保存する。
 - エ. 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が 80m^2 以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。

(2) 建築基準法その他関係法令について、次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 建築基準法では、建築物の通常の利用時において、吹付け石綿及び吹付けロックウールで石綿 0.1 重量パーセントを超えるものを使用することを禁止している。

- イ. 建築基準法では、建築物等の増改築時には、原則として、石綿の除去が義務づけられているが、増改築を行う部分の床面積が増改築前の床面積の 1 / 2 を超えない場合、増改築を行う部分以外の部分については、封じ込めや囲い込みの措置を行うことが認められている。
- ウ. 建築基準法(第 12 条)における定期報告の対象となる建築物の場合、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの使用の有無のみが報告事項となっており、使用されている場合の措置の状況については報告事項とはなっていない。
- エ. 調査対象となる優先順位の考え方は、吹付け石綿などに対する規制などの経緯や、飛散した場合の健康被害への影響の大きさなどに着目して、建築時期の古い建築物、未成年者が長く滞在する建築物、災害時の緊急利用が求められる建築物を優先的な調査対象としている。

(3)建築物調査結果が導く社会的不利益とリスク・コミュニケーションについて、次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 石綿有無の実態が「石綿なし」であるのに、誤って「石綿あり」と判定した場合には、不要な対策、無駄な財政的な負担、建物資産の過小評価、社会的風評被害を及ぼす。
- イ. 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う作業者にとどまらず、石綿が使用されている建物の一般的な利用者にも影響を及ぼす。
- ウ. リスク管理の 6 つのプロセスのうち「評価」の方法は、環境と健康のモニタリング、疫学調査、費用便益分析、関係者との議論などがある。
- エ. 日本国内においては、石綿の飛散防止に関して、建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスク・コミュニケーションのガイドラインは公表されていない。

(4)石綿含有建材調査者について、次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 解体・改修工事の施工者や建築物の所有者などは、石綿含有建材調査者又は石綿作業主任者の実施した調査結果に基づいて、工事の施工方法を決定したり、使用中の石綿含有建材に対する対策を講じる。
- イ. 石綿含有建材調査者は、石綿に関する知識だけでなく、対策や工法にも精通しておくことが必要である。
- ウ. 調査において、石綿含有建材調査者は、自らの石綿ばく露に注意することはいうまでもないが、共用中の建築物内部の生活者、労働者等の石綿ばく露を回避・低減するための十分な配慮も必要である。
- エ. 石綿含有建材調査者には、石綿分析技術に関する知識も必要である。

(5)事前調査の具体的手順の例について、次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び解答用紙に記入し

てください。

- ア. 事前調査は、目視調査を行わず、書面調査判定で調査を確定終了してはいけない。
- イ. 書面調査において、図面等が断片的に無い場合は、建物の各階のレイアウト看板や建物履歴などのヒーリング情報から推測し、目視調査のための事前準備を行う。
- ウ. 事前調査の基本は三現主義「現場」、「現物」、「現実」の徹底である。
- エ. 目視調査において、書面調査結果と照合した結果、整合性に差異がある場合は、書面調査結果を優先する。

3. 石綿含有建材の建築図面調査

(1) 建築一般について、次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 建築基準法では、建築物の用途、規模、地域に応じて、建築物の壁や柱などの主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とすることなどが義務付けられている。
- イ. 建築基準法において、劇場、映画館または演芸場の用途に供するもので、主階が1階でないものは耐火建築物としなければならない。
- ウ. 建築基準法において「屋根（構造上重要ではないひさしを除く）」は、建築物の主要構造部である。
- エ. 建築基準法において「延焼のおそれのある部分」とは、建築物の外壁部分で隣棟から延焼を受けたり、及ぼしたりするおそれのある範囲を指し、道路境界線より1階にあっては2m以内、2階以上にあっては4m以内の距離にある建物の部分をいう。

(2) 建築一般について、次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「2時間」である。
- イ. 建築基準法では、面積区画が定められており、一定面積ごとに防火区画し、水平方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。
- ウ. 建築基準法において、面積区画、高層区画、豎穴区画と接する外壁は、接する部分を含み90cm以上の部分を耐火構造または準耐火構造としなければならない。
- エ. S造の建築物の調査で特に注意することとして、主要構造部である壁、柱、床、梁、屋根などへの耐火被覆の調査が必要となることが挙げられる。

(3) 建築設備について、次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 建築基準法で定義する建築設備のうち、防災設備に「スプリンクラー」は含まれる。

- イ. 電気設備において、ケーブルが上下階や壁を貫通する場合の防火区画貫通処理に、「けい酸カルシウム板第1種」を使用することが多くみられる。
- ウ. 空調設備において、冷温水を使って空調する方式のうち、ファンコイルユニットでは、吸音をかねてファンコイル設置の場所の壁に吹付け石綿が施工されていた。
- エ. 昇降機のシャフト（昇降路）には、鉄骨の耐火被覆のため吹付け石綿が施工されている場合がある。

(4) 石綿含有建材について、次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 書面調査の前に改修履歴や設備更新履歴を把握することも重要なことで、建築物所有者・管理者から事前に情報を得ることも重要である。
- イ. レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹き付けロックウールの施工方法は、乾式吹付け工法のみである。
- ウ. 石綿含有吹き付けロックウールの石綿無含有化に際し、乾式工法の代替として半乾式（半湿式）工法が開発され、現在では半乾式工法により石綿が含有されていない吹き付けロックウールが施工されている。
- エ. 石綿含有吹き付けロックウールの「乾式吹き付け」の主材料は、工場で配合された「石綿」「ロックウール」「セメント」と「水」である。

(5) 石綿含有建材について、次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 1954（昭和29年）以前は石綿含有建材が使用されている可能性があるので、石綿無含有と判定することは危険である。
- イ. 石綿含有建材の最終製造年以降は、石綿無含有に全面的に切り替わっているので石綿無含有建材と判断してよい。
- ウ. 吹き付けバーミキュライトには、吹き付け石綿と同様に剥落を防止するため繋ぎ材として添加されているケース以外に、不純物として石綿を含有するケース（天然鉱物由来の石綿）がある。
- エ. 石綿含有吹き付けパーライトが使用された目的は、吸音、断熱、結露防止、化粧仕上げであり、代表的な製品名は「アロック」「ダンコートF」である。

(6) 石綿含有建材について、次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 保温材に使用された石綿含有製品には、「けいそう土保温材」、「パーライト保温材」、「石綿含有けい酸カルシウム保温材」がある。
- イ. 石綿を含有している耐火被覆板には、「耐火被覆板」と「けい酸カルシウム板第2種」の2種類がある。

ウ. けい酸カルシウム板には第1種と第2種があり、第1種はレベル3の建材で、厚さは6・8・12mmなどと薄いため、けい酸カルシウム板第二種と見分けることができる。

エ. けい酸カルシウム系保温材は、現場で粉末状の製品を水と練り合わせ、被保温箇所に塗り込み乾燥硬化させて使用されていた。

(7)石綿含有建材について、次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙に記入してください。

ア. 「aマーク」があれば“石綿あり”といえ、なければ確実に“石綿無し”といえる。

イ. レベル3の建材において、「無石綿」「無石綿製品」の表示があっても、その表示は製造時の法令による基準におけるものであり、現在の0.1重量パーセント基準では、それだけでは石綿無しとはいえない。

ウ. 石綿含有スレートボードには、フレキシブル板、平板、軟質板及び軟質フレキシブル板の4種類があるが、外見だけでは判別が非常に難しいため、調査においてはスレートボードとしてまとめてよい。

エ. 石綿含有スラグセッコウ板の大半の製品が、「不燃材料」の認定を受けており、火気を使用する部屋での使用が可能である。

(8)書面調査の実施要領について、次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙に記入してください。

ア. 書面調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、目視調査の計画を立てるために行う。

イ. 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手し、所有者へのヒアリングなどを行う。

ウ. 設計図書や竣工図等の書面は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているものではなく、また、必ずしも建築物の現状を現したものとは限らない。

エ. 書面調査における、「書面調査結果整理」では、目視調査で確認や分析が必要な建材を整理すれば足り、試料採取計画を作成する必要はない。

(9)図面の種類と読み方について、次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙に記入してください。

ア. 設計図書には、「仕様書」、「設計図」、「構造計算書」などがある。

イ. 竣工図は、テナント工事の未記入や修正ミス、記入漏れが多いため、参考資料として書面調査を行い、現場確認することが鉄則である。

ウ. 図面上の情報はあくまで図面に基づいて施工された段階の仕上がりを示しており、現在までの利用過程における改修作業等は反映されていないので、注意が必要である。

エ. 建築図面において、石綿含有建材の情報は、建築物概要書や特記仕様書、外部仕上表、内部仕上表、断面図、矩計図などにあるが、平面図、天井伏図はない。

(10) 図面の種類と読み方について、次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び解答用紙に記入してください。

ア. 複数回、建築物所有者が変わっている建築物の場合には、建築図面が紛失され、建築図面が入手できないことが多い。

イ. 立面図は、通常 4 面 1 組で建築物の立面が記載され、外部仕上が記載されていることも多くみられる。

ウ. 矩計図や矩計詳細図にからは、建築物の納まりや寸法などを読み取ることが可能であるが、天井の裏側や梁と外壁との関係は読み取ることができない。

エ. 配管電線類などが床貫通や区画貫通する場合、B C J 評定の工法が採用されていることがあり、これらの材料の中には石綿が含まれることもあり、それぞれのメーカーなどへのヒアリングも必要となる。

(11) 石綿含有建材情報の入手方法について、次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び解答用紙に記入してください。

ア. 実際に使用されている建材が石綿含有建材か否かが判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。

イ. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間、石綿の種類・含有率等の情報が検索できる。

ウ. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」で検索した建材（商品）がないことをもって、石綿無しの証明とすることができます。

エ. 「石綿（アスベスト）含有建材データベース」に登録されているテキスト・画像などの転載転用、商用販売はできない。

(12) 書面調査結果の整理について、次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び解答用紙に記入してください。

ア. 書面調査結果の整理は、「1.石綿含有建材等の建材をリストアップし」、「2.動線計画を立てる」という 2 点を主な作業として行っていく。

イ. 使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、建築物の所有者が指定した様式を使用しなければならない。

ウ. 網羅的調査（目視調査の準備）とは、解体や改修を行う部位の「全ての建材」について、竣工図書等と現地の部屋の建材を比較確認することである。

エ. 建築図面が全くない場合は、目視調査に記録用紙を持参し、各階を目視の上、各階の概略平面図を作成する。

4. 目視調査の実際と留意点

(1) 目視調査の流れについて、次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び解答用紙に記入してください。

ア. 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であり、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分についても調査が必要である。

イ. 目視調査では、調査に必要な人数は何人か、調査できる時間やどのような前段取りや機材が必要か、予想される事態は何かなど調査全体にわたる計画を事前に検討しておくことが必要である。

ウ. 建築物の目視調査の結果、採取した試料の分析方法は、発注機関と協議する必要はなく、石綿含有建材調査者自らの責任で決める。

エ. 大気汚染防止法では、調査結果は発注者に書面で報告することが義務付けられている。

(2) 事前準備について、次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び解答用紙に記入してください。

ア. 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、取替え式防じんマスク (RS2 又は RL2) と同等以上の性能を有するものとする。

イ. 調査に必要な試料採取用密閉容器 (チャック付きポリ袋) は、メモ書きが可能で、サイズは 2 ~ 3 種類用意する。

ウ. 調査時の服装のポイントは、「調査作業中であることを第三者に伝えること」及び「石綿粉じんからのばく露防止対策」の 2 点である。

エ. 調査対象の現場が高所の時には、墜落制止用器具を着用する。

(3) 目視調査の実施要領について、次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び解答用紙に記入してください。

ア. 目視調査に臨む基本姿勢として、事前調査の結果に基づく調査対象に即した動線計画は、動線を検討する時間を考慮しても、結果的には労力と時間の節約になる。

イ. 目視調査に臨む基本姿勢として、現地での事前調査はできるだけ多人数の石綿含有建材調査者で行い、できるだけ時間をかけないようにする。

ウ. 建築物の外観を観察することで、おおよその作業時間や当日の作業の進行を予測でき、事前の計画段階では把握できなかった新たな調査のポイントや確認しておきたい事柄などが見えてくることがある。

エ. 定礎は、調査対象の建築物の竣工時期、施主、施工業者等の事項が刻印されているので、建築時期が分かることで石綿含有建材の製造時期等に関連する重要な要素の一つとして参考にすることができる。

(4) 目視調査の実施要領について、次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び解答用紙に記入してください。

ア. 改修工事が行われている場合や仕様を満たすため、現場判断で設計図書と異なる施工を行った場合があるなど、石綿の有無は、むしろ設計図書に明記されていないことが多い。

イ. 目視調査における「目視」による調査とは、単に外観を見ることだけではなく、分析によらずに確認できる石綿有無の判断根拠についても調査を行うことである。

ウ. レベル3の石綿含有建材は、内装制限（不燃材料等）が要求されている箇所への使用もあるが、むしろ、こうした法令以外の用途（意匠や吸音、防水性能等）で使用されたものが多く見られる。

エ. 試料採取時の石綿飛散防止対策として、採取する際には室内を閉め切り、換気扇を稼働させる。

(5) 目視調査の実施要領について、次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び解答用紙に記入してください。

ア. 防じんマスクのフィルターは、調査対象建築物ごとに新しいものを取り替える。

イ. 安全措置が確保ができないような箇所では、決して無理をしない。何よりも安全が第一であり、試料採取に危険を伴う場合は調査報告書に採取不能であった理由を記載すればよい。

ウ. 石綿含有建材調査者の石綿調査時の石綿ばく露は、石綿含有建材の除去作業に類似する可能性があることから、「12か月ごとに1回」、定期に医師による健康診断を受けなければならない。

エ. 目視調査まで行っても石綿の有無が不明な場合、分析を行わないで石綿含有と「みなす」ことも認められている。

(6) 目視調査の実施要領について、次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び解答用紙に記入してください。

ア. 石綿含有成形板の裏面の表示は、誤表示もありうるので、一つの表示だけでなく総合的に判断するとよい。

イ. せっこうボードにおいて、不燃番号が制度改正以降のNMやQMといった新番号の表記は、「平成14年5月以降の製品」なので、石綿無含有と判断できる。

ウ. 調査において、同種の建材が繰り返し使われている場合は、同一建材とみなすことができる。

エ. 調査を行う中で、点検口や器具の開口部もなく、部分的に解体しなければ調査できない場所が見つかった場合、調査できなかった部分については目視調査票などに書き入れ、調査報告書にも必ず記載す

る。

(7)試料採取について、次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 採取しようとする材料に別の材料が接着している場合は、その接着している材料は、剥離しないこと。
- イ. 試料採取にあたって、必要であれば、HEPA フィルタ付き真空掃除機、養生シート等を準備する。
- ウ. 複数の場所で採取する場合は、採取場所ごとに、採取用具は洗浄し、手袋は使い捨てを使用する等、他の場所の試料が混入しないように十分注意する必要がある。
- エ. 吹付け材は、材料組成が「不均一」(ムラ) になっている可能性が高いので、試料採取は該当する吹付け面積を3等分し、各区分から1個ずつサンプルを採取する。

(8)試料採取について、次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 吹付け材の場合は、最終仕上げ工程で、「セメントスラリー」を表層に散布する場合や表面化粧する場合があることにも留意する。
- イ. 主成分がバーミキュライト主体の吹付け材に関しては、厚み 1 mm以下がほとんどのため、この場合は「10cm 角程度」の試料採取を行う。
- ウ. 平屋建ての建築物で施工範囲が 3000 m²未満の場合、試料は、原則として、該当吹付け材施工部位の2箇所以上、1箇所当たり 5 cm³程度の試料をそれぞれ採取する。
- エ. 試料採取で留意しなければいけない事例として、石綿除去工事が完了し、塗装されたケースにおいて、分電盤の裏に吹付け石綿が取り残されていることがある。

(9)試料採取について、次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 内外装仕上げ材の下にレベル1建材が存在する事例として、天井ボードなどで囲われている様なケースにおいて、グラスウールなどの下に石綿含有建材が吹き付けられていたことがある。
- イ. 耐火被覆材には、「耐火被覆板又はけい酸カルシウム板第2種」、「耐火塗り材」がある。
- ウ. 煙突用石綿断熱材には、煙道側に断熱層がある場合と、煙道側の円筒の裏側に断熱層がある場合がある。
- エ. 保温材には、成形保温材と不定形保温材があり、建築物の小型ボイラ等の配管に使用される保温材は「成形の保温材」がほとんどである。

(10)目視調査の記録の方法について、次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 現地での調査写真撮影は、その写真を編集し、報告書を作成する石綿含有建材調査者自身がカメラマンとなることが望ましい。
- イ. 撮影に際しての留意事項として、対象物は広角撮影と近接撮影（アップ）を行う。
- ウ. デジカメはメモ代わりにもなるから、1シーンを2枚ずつ同じ位置で連続して撮ることにも留意する。
- エ. 劣化状況の判定において、ボイラー室の壁に吹付け石綿があり、この一部の壁にスコップの痕がついでへこんでいるが、他の壁や天井については脱落や垂れ下がりがない状態の場合は、「やや劣化（一部損傷状態）」と判定することが望ましい。

(11)目視調査の記録の方法について、次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 調査する部屋に天井にボードがある場合は、囲込み工事済と考え、飛散の可能性は確実ないと判断してよい。
- イ. 「やや劣化」とは、全般的に表面などの劣化が進み、毛羽立ちなどが発生している状態を表す。
- ウ. 吹付け石綿の化粧仕上げの経年劣化による表面の毛羽立ちなどは、石綿含有吹付けロックウールと較べて相対的に少ないといえる。
- エ. 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す」ことが求められている。

(12)建材の分析について、次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての「定性分析方法」と、石綿がどの程度含まれているかを分析する「定量分析方法」がある。
- イ. 建材中の石綿の含有の有無を調べるために定性分析で、石綿が含有していると判定された場合は、含有率を調査するための定量分析を行う。
- ウ. 「定性分析で石綿あり」と判定された場合において、定量分析を行わずに、石綿が0.1%を超えているとして扱うことはできない。
- エ. 定量分析方法2は、「偏光顕微鏡」を用いた定量分析方法である。

(13)調査票の下書きと分析結果チェックについて、次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 目視調査個票は、調査した部屋の順番ではなく、「建物等の階数毎に」作成することが望ましい。
- イ. 分析機関から結果速報や分析結果報告書を受領したら、石綿含有建材調査者は速やかにチェックを行

う必要がある。

ウ. 分析結果のチェックにおいて、送付した「試料番号」や「試料名」と分析結果報告書の記載に相違がないかを確認する。

エ. 石綿含有建材調査者は、建築物所有者から調査結果の説明を求められた場合には、「1.石綿含有の有無」、「2.含有していた場合のリスク」、「3.今後の維持管理の方法」の3点を簡潔に説明する必要がある。

5. 建築物石綿含有建材調査報告書の作成

(1) 目視調査総括票の記入について、次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙に記入してください。

ア. 建築物の概要欄における建築物所在地は、住居表示ではなく、「地番・家屋番号」を記入する。

イ. 所有者情報提供依頼概要欄において、過去の調査では、石綿の種類や含有量が現在の基準に基づいて実施されていない場合もあるので、調査・分析した時期は重要であり、所有者に調査時期による調査の不足を理解してもらうように努める。

ウ. 所有者情報提供依頼概要欄において図面有りの場合は、竣工図・仕上表・矩計図に○をする。

エ. 今回調査の概要欄における調査者氏名は、本調査を主体的に行った者の氏名及び登録番号を記載し、補助した者の名前の併記は不要とする。

(2) 目視調査総括票の記入について、次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙に記入してください。

ア. 今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋について記載し、調査できなかった部屋を含め、全部屋を記載する必要はない。

イ. 今回調査箇所欄における部位は、梁・柱など建築一般呼称でよい。採取した位置を指しているのではなく、石綿含有可能性材があった部位の全部を示している。

ウ. 今回調査できなかった箇所欄において、部屋への立ち入りができず検体採取ができなかった、機械類を撤去した後でなければ試料採取ができない、その他、構造上・立地条件等の問題で試料採取が不可能な箇所については、詳細を調査報告書に記載しなくてはならない。

エ. 今回調査できなかった箇所欄は、石綿含有建材調査者の見落としと区別する意味においても、階・部屋名などを記載するとともに、図面で図示し（色塗りなど）、その理由も簡潔に記載する。

(3) 目視調査個票の記入について、次の記述のうち、誤っているものを1つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 目視調査個別票は部屋別の作成を基本とするが、小規模の建築物などではフロアごとの作成も可とされる。
- イ. 外壁構造について、建築物正面側は化粧仕上げとなることが多いが、カーテンウォールやプレキャストコンクリート、軽量気泡コンクリート、押出成形セメント板などの種別にも注視する。
- ウ. 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、略称や通称での記載は不可である。
- エ. 部屋ごとの記入における劣化度の判定は、石綿含有建材調査者の技術として重要であり、必須の記入項目であり、十分な知識と経験、正確性と公平性、普遍性が求められていることに留意する。

(4)調査報告書の作成について、次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 調査報告書には、劣化状況や専門業者への情報提供の方法など、調査結果から得られるアドバイスなど石綿含有建材調査者のコメントを記載する。
- イ. 試料を分析機関に送付したら、記憶が薄れないうちに目視調査個票を作成する。下書き程度でもよいから、調査当日に整理しておく。
- ウ. 石綿含有建材調査者は、分析結果の報告まで含めて、調査全般を差配しているが、調査依頼者に対し、調査内容についての十分な説明をする責務はない。
- エ. 石綿含有建材の事前調査結果は、石綿含有の有無にかかわらず、その結果を記録しなければならない。

(5)所有者への報告及び地方公共団体への報告について、次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選び解答用紙に記入してください。

- ア. 元請業者等へ調査報告書には、目視調査総括票、目視調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれる。
- イ. 建築物の発注者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査に必要な情報を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。
- ウ. 建築物の所有者は、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までは記録を保存するが、その後は廃棄してもかまわない。
- エ. 地方公共団体からの依頼に基づき石綿の使用実態の調査が行われ、建築物の所有者からの報告を受けた地方公共団体は、あらかじめ整備した石綿台帳に調査結果を入力する。

実施管理者	担当者

建築物石綿含有建材調査者講習
(一般)修了試験解答用紙(2)

受講番号	氏名

得点	調査知識 1	調査知識 2	図面調査	現場調査	報告書作成	合計	総合判定
							100/60
							合・否

1. 建築物石綿含有調査に関する知識 1 (配点 10/4)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
ア	イ	エ	ア	ウ

2. 建築物石綿含有調査に関する知識 2 (配点 10/4)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
ア	ウ	エ	ア	エ

3. 石綿含有建材の建築図面調査 (配点 35/14)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
エ	ア	イ	イ	イ	エ	ア	エ	エ	ウ
(11)	(12)								
ウ	イ								

4. 目視調査の実際と留意点 (配点 35/14)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
ウ	ア	イ	エ	ウ	ウ	ア	ウ	エ	ウ
(11)	(12)	(13)							
ア	ウ	ア							

5. 建築物石綿含有建材調査報告書の作成 (配点 10/4)

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
ア	ア	ウ	ウ	ウ